

「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の骨子」 に対する意見募集（パブリック・コメント）について

1 政策案等の名称

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正（案）の骨子

2 意見募集期間

令和 2 年 12 月 9 日（水曜日）から令和 3 年 1 月 8 日（金曜日）【必着】

3 背景・目的

本市では、平成 15 年の中核市移行に伴い、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等に関する事項を定めた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、市民の動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養を図るため、市民や動物愛護に関わる団体、事業者の皆様と共に動物愛護管理に係る取組みを進めてまいりました。

その後、動物愛護指導センターの開設（平成 19 年 4 月）、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「法律」という。）が大幅に改正されるなど、本市の動物愛護管理行政を取り巻く状況も大きく変化してきました。

そこでこの度、本市の動物愛護管理行政をより一層推進し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」の実現に向け、条例の見直しを予定しています。

条例の見直しにあたり、条例の一部改正（案）の骨子に対する皆様からのご意見を募集します。

4 資料の閲覧場所等

保健所衛生指導課、動物愛護指導センター、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、公民館、図書館及び連絡所（他、市ホームページへ掲載）

5 意見を提出することができる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に通勤又は通学する方
- (3) 市内に事業所等を有する法人又はその他団体

6 意見の提出方法

意見を記載した文書を電子メール、郵送、FAX 又は直接持参のいずれかの方法

7 条例改正スケジュール（予定）

- (1) 令和 3 年 4 月 改正条例公布
- (2) 令和 3 年 7 月 改正条例施行

8 一部改正（案）骨子の内容

- (1) 「飼い主」の定義を「動物の飼養をする者」から「動物の所有者又は占有者」と改める

飼い主を「動物の所有者又は占有者」とすることにより、飼い主とは「単に餌を与えるなどして飼養をする者」ではなく、「所有者等として責任をもって飼養する者」とであると明らかに示し、新たに災害対策等にも努めていただくことを求めます。

(2) 市の責務に「普及啓発」を加える

動物愛護指導センターでは、これまで動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を実施しておりますが、条例上に明記し市の姿勢として市民の皆様等に広く周知するために規定します。

(3) 市民の責務を市民等の責務と拡充し、また動物の「愛護」に加え「管理」に努めることを規定する

- ① 市民のみならず、在勤者、滞在者等、市民以外で猫等に給餌・給水する者がおり、生活環境を保全するために、市民以外の者にも動物の愛護と適正な取扱いを求めることから、対象を「市民等」に拡充します。
- ② 現行条例の「動物の愛護」の責務に、他人への迷惑防止を図るために、新たに「動物の管理」に努めることを市民等の責務に加えます。

(4) 飼い主になろうとする者の責務を規定する

犬・猫の鳴き声やふん尿のトラブル、飼い主の離婚や出産等による家族構成の変化、入院や死亡等による飼い主の事情で動物が飼えなくなったという相談が多く寄せられます。

動物を飼い始める前に、動物の種類、習性等に関する知識の習得、周辺的生活環境に及ぼす影響、家族構成の変化及び動物の寿命等を考慮し、終生に渡り動物の飼養をすることに対して慎重に判断することが必要であることから新たに規定します。

(5) 飼い主の責務に「終生飼養が困難になった場合にその動物を適正に飼養できる者に譲渡するための取り組みを行うこと」、及び「災害対策」を加える

- ① 飼い主が、飼養する動物の命を終えるまで責任をもつことが動物愛護の観点から重要であることから、終生飼養が何らかの理由で困難になった場合は、新しい飼い主へ譲渡する取り組みに努めることを規定する。
- ② 災害発生時に飼い主自身の安全を確保し、動物と共に適切な避難行動をとることが重要であることから、「災害時への備え及び災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止」について新たに規定します。

(6) 飼い主の遵守事項に「犬のふんの持ち帰り」を強化し、「飼い猫の屋内飼養に努めること」を加える

- ① 現行の条例では「ふんを除去する」と規定されているため、除去した後に、放置する、埋める、側溝に捨てる、投棄する等の不適切な処理が問題となることから「持ち帰り」ことを明記します。
- ② ふん尿被害等の猫による迷惑防止の観点と交通事故や感染症等の猫の健康と安全の保持という観点から、「飼い猫の屋内飼養」に努めることを新たに規定します。

(7) 多頭飼育の届出制を規定する

近年、市内においても、多頭飼育に起因する生活環境への影響や動物の虐待等の問題が顕在化しており、これらの問題を防ぐには、動物を多数飼養している実態を把握することが重要であることから、犬又は猫の数を合計して 10 頭以上飼養する場合に、「多頭飼育の届出制度」を新たに規定し、届出を怠った者及び虚偽の届出をした者に過料を科すことができるようにします。